立志と忠恕の深谷教育
～ふるさとを愛し、
夢をもち志高く生きる～

『いじめ防止基本方針』



深谷市立藤沢小学校

令和３年４月１日

目　次

１　はじめに　１
２　いじめに対する基本的な認識
（１）いじめの定義　２
（２）いじめの理解　３
（３）いじめの防止と早期発見、対応について　３
３　藤沢小学校基本方針の策定　５
４　藤沢小学校いじめ防止等対策委員会の設置　５
５　いじめの未然防止
（１）生徒指導・教育相談体制の確立　６
（２）教師の姿勢と学級経営の在り方　７
（３）児童一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動　７
（４）学校と保護者や地域との連携　９
（５）児童の自浄能力を育てる　１０
（６）インターネット等を通じて行われるいじめの防止　１１
（７）家庭との連携　１１
（８）地域との連携　１１
（９）関係機関との連携　１１
６　いじめの早期発見　１２
７　いじめに対する措置　１２
８　重大事態への対処
（１）重大事態の意味について　１３
（２）重大事態の報告　１４
（３）調査の趣旨及び調査主体について　１４
（４）調査を行うための組織について　１４
（５）事実関係を明確にするための調査の実施　１４
（６）自殺の背景調査における留意事項　１５
（７）その他留意事項　１６
９　取組の評価・検証　１６

1　はじめに

平成２５年６月２８日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年９月２８日に施行されました。

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにすると共に、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものであります。

さらに、法第１１条において、文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成２５年１０月１１日、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されました。

児童の健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ児童が将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくができる社会を実現していくことは私たち大人の重大な責務であります。

しかし、いじめや暴力等により、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、社会問題となっている状況がみられます。

本来、家族や周りの大人に温かく見守られて成長していくべき子どもが心や身体に大きな傷を負うことは、絶対に防がなくてはならないものです。

藤沢小学校では、深谷市の施策である「立志の精神と忠恕の心」の精神を受け継ぎ、「ふるさとを愛し、夢をもち志高く生きる児童の育成」を図りながらいじめの根絶に向け様々な取組を進めているところであります。

深谷市立藤沢小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下藤沢小学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、深谷市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１３条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものであります。

なお、法附則第２条１項「いじめ防止等のための対策については、この法律の施行後３年を目途としてこの法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とあり、文部科学省が、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２９年３月）を、埼玉県が、「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２９年７月）の改定をそれぞれ行った。それに伴い、深谷市においても、「深谷市いじめ防止基本方針」の一部改定を行ったことに伴い、本校のいじめ防止基本方針も改定した。

２　いじめに対する基本的な認識

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。（法第２条）

具体的ないじめの主な態様は、以下のようなものがある。

ア　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 身体や動作について不快なことを言われる。
- 存在を否定される。
- 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。

イ　仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- 遊びやチームに入れない。
- 席を離される。

ウ　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
- 殴られる、蹴られるが繰り返される。
- 遊びと称して対象の子が技をかけられる。

エ　金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 脅され、お金を取られる。
- 靴に画鋲やガムを入れられる。
- 写真や鞄、靴等を傷つけられる。

オ　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 万引きや恐喝を強要される。
- 大勢の前で衣服を脱がされる。
- 教師や大人に対して暴言を吐かせられる。

カ　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
- いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ＳＮＳ(ｿｰｼｬﾙﾈｯﾄﾜｰｷﾝｸﾞｻｰﾋﾞｽ)等のグループから故意に外される。

（深谷市いじめ防止基本方針より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

(2)いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

国立教育政策研究所による調査（Ｈ２５．７「いじめ追跡調査 2010-2012」によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校４年生から中学校３年生までの６年間で、被害経験を全く持たなかった児童は１割程度、加害経験を全く持たなかった児童も１割程度であり、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(3)いじめの防止と早期発見、対処について

ア　いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、本校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めることが必要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について地域全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

イ　いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、

いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談、窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守っていくことが必要である。

ウ　いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に　指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に　応じ、関係機関と連携を進める。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、本校における組織的な対応を可能とするような体制整備を進める。

エ　家庭や地域との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と、家庭や地域との連携が必要である。例えばＰＴＡや地域の関係団体等と本校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について、家庭や地域と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

オ　関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりする。

３　藤沢小学校基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）
　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。　（法第１３条）

本校は、法の趣旨を踏まえ、国、埼玉県の基本方針又は深谷市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

藤沢小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、藤沢小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というＰＤＣＡサイクルを盛り込む。

４　藤沢小学校いじめ防止等対策委員会の設置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。　（法第２２条）

この組織は藤沢小学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や法第２８条で規定する重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

この組織は、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校福祉相談員、保護者代表、主任児童委員等から構成される。また、個々の事案により、学級担任等が必要に応じて参加する。

さらに、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

本校における当該組織の具体的な役割は、以下のとおりである。

（ア）　未然防止
・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
（イ）　早期発見・事案対処
・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
（ウ）　学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
・実行・検証・修正の中核としての役割
・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）

なお、重大事態への対処については、必要に応じ、深谷市が設置する、「深谷市いじめ問題専門委員会」が組織に入ることも検討する。

５　いじめの未然防止

（1）生徒指導･教育相談体制の確立

教職員一人一人が、いじめ問題の重大性を認識し、いじめを決して許さないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていく体制の充実を図るなど、生徒指導・教育相談体制を整備し、いじめの未然防止に努める。

○教育相談体制の充実～相談活動がしやすい環境づくり
・教師自身が児童から相談されやすいような信頼関係づくり
・教育相談が身近に感じられるような仕組みづくり
・日常の学校生活の中で気軽に相談できる雰囲気づくり。
○教師の対応
・一人一人の児童に対する共感的理解
・話を聞く姿勢を示し、話しやすい雰囲気づくり
・児童の身になって考えようとする姿勢
○多くの教職員で児童を見守る
・積極的に情報を共有する場の設定
・養護教諭との連携
・特別支援教育コーディネーターとの連携
・委員会指導者やクラブ活動指導者との連携
○教職員間の連携
・若い教職員が気軽に先輩教師に相談できる雰囲気づくり
・多くの教職員が話しやすく相談しやすい職場の雰囲気づくり
○相談技術の向上
・校内外の研修会を活用した相談活動、相談技術の充実

（２）教師の姿勢と学級経営の在り方

教師自身が、児童から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽しながら学級経営を進めていくことが大切である。好ましい人間関係の保たれた学級集団にいじめは発生しにくいことから、児童一人一人が学級に自分の居場所を感じるなど、存在感や連帯感を実感できる学級づくりに努める。

○教師としての基本的な姿勢
- 正義や真理を大切にする姿勢
- 不正義に対する毅然とした態度
- 児童理解に努める姿勢、実行力

○児童を見る教師の力
- 児童とふれあう機会や対話の重視
- 児童の小さな変化を見逃さない感性
- 学校生活の中から児童の関係を見抜く洞察力

○担任としての学級経営の心構え
- 児童と担任教師の好ましい人間関係と信頼関係の構築
- すべての児童が自分の居場所を実感できる学級づくり
- どの子にも公平、平等に接する姿勢
- 児童が対等の関係で生活できる人間関係の構築
- 学級の団結力を高める行事等への取組の重視

○思いやりの心をはぐくむ学級経営
- 相手を受け入れ認め合える集団づくり
- 発達障害のある児童の把握
- 弱い者を助ける勇気、善悪を判断する力、正義感の育成

（３）児童一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動

学校生活の大半を占める授業時間を、学ぶ楽しさが味わえる充実した時間にすることで、自己有能感を感じながら前向きに学校生活を送ることができるようになる。こうしたことから、すべての教育活動において、児童が生き生きと活動できるよう指導を工夫するとともに、児童一人一人が他者への思いやりの心をもち、人権尊重の態度を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視する。

①教科（わかる授業・楽しい授業）

＜自己決定の場を与える＞
- 思考場面や観察場面で、考えたり、観たりする視点を示す。
- 児童生徒が主体的に学べるよう、個に応じた支援を行う。
- 児童生徒が、学習課題や学習方法、学習形態などを選択できるようにする。
- 一人で調べたり、考えたりする時間を十分に与える。
- 児童・生徒が、自分の考えをみんなの前で発表する場を設ける。
- 教育機器の活用を図るなど、多様な教材、教具、資料を準備する。
- 児童・生徒が今日の学習をふり返り、これからの学習について考えるような場を設定する。
- 自分の考えや思考過程が分かるようなノートの取り方の指導する。
- 多様な考えを生むような発問を工夫する。

＜自己存在感を与える＞

・どんな発言や考えも受け止めて大切にする。
・名前を呼んだり、目を見て話したりするなど、児童・生徒に存在感をもたせるようにする。
・つぶやきを積極的に取り上げて、発表のチャンスを与えるようにする。
児童・生徒が協力して学習できるように、多様な学習形態を取り入れる。
・児童生徒が授業に参加しているという気持ちをもてるように、発問などを工夫する。
・授業に意欲を見せない児童・生徒や学業が振るわない児童・生徒も、学習していけるような配慮をする。
・授業の中で、「よくできたね」「がんばってるな」等の、承認や称賛、励ましをする。
・児童生徒の実態を把握し、授業のどの場面でどの児童・生徒を生かすか、見通しをもって指導する。
・多様な考えを提示して、お互いの考えに気付かせる工夫をする。
・発言をしない児童・生徒に配慮する。

＜共感的な人間関係を育成する＞

・良い態度をほめ、好ましくない態度は正すようにする。
・たどたどしい発言でも言い終わるまで待ったり、的外れの考えや意見のように思われても、熱心に聴いたりする。
・間違った応答を笑わないように指導する。
・児童・生徒一人一人を受け入れてほめ、児童生徒の人間性を認める。
・チャイムと同時に授業を始め、チャイムと同時に授業を終える。
・友だちの意見に対してうなずいたり、拍手したりするなど、反応を返すよう促す。
・自己開示をし、児童・生徒から学ぶ姿勢をもつ。
・相互評価を取り入れ、お互いのよさを認め合うことができるようにする。
・教師主導にならず、児童・生徒のテンポに合わせながら授業をすすめる。
・発言をつなげ、集団での学び合いとなるようにする。

②道徳教育

・「思いやり」「寛容」「公正・公平」等、道徳的価値の自覚を深め、「いじめをしない、許さない」資質を育む道徳の時間の工夫（渋沢栄一こころざし読本等の活用）
・人間の弱さや至らなさ等に共感し、よりよい生き方について考えられる発問の工夫
・児童生徒同士が互いの気持ちや考えを聞き合い、確かめ合える話合いの充実
・児童生徒の身近な体験を想起できる道徳の時間の導入・終末の工夫
・いじめの「被害者」「加害者」「傍観者」「観衆」それぞれの立場から考えられる読み物資料等の活用の工夫
・全教育活動を通じて、「個性伸長」や「生命尊重」等、自尊感情を高め、生命の大切さを学ぶ機会の充実

③特別活動

・学級経営を基盤とした児童生徒の望ましい人間関係や信頼関係を築く活動の重視
・集団活動をとおしてルールやマナーを学ぶ機会の充実
・学級会など、児童生徒が異なる意見を尊重しながら折り合いをつける話合いの工夫
・自ら判断し、行動できるようにする活動場面の設定
・社会性の育成を目指した指導法の工夫
・いじめについての体験談を聞くなど、ゲストティーチャーの活用
・思いやりの気持ちをはぐくむ異年齢集団活動の充実
・豊かな自然体験や社会体験をとおした人間性や社会性の育成の重視

④総合的な学習の時間

・一人一人の課題設定を大切にした活動を通し、児童生徒が主体的に学ぶ学習過程の構築
・体験的学習、福祉（ボランティア）に関する活動や職場体験などの体験活動の充実
・地域社会の人との関わりを大切にした学習の充実

（４） 学校と保護者や地域との連携

「いじめ問題」は、単に児童や学校、家庭の問題としてだけではなく、すべての大人たちの問題として取り組むことが重要である。学校としては常に開かれた学校づくりに努め、保護者や地域と相互に協力できる体制をつくる。

〇保護者への説明

・学校の姿勢や考えを示し、保護者の理解を得る工夫
・保護者が集まる機会を利用したいじめ防止に向けた話題の提供

〇家庭との情報の共有

・個人面談や家庭訪問を利用した、学校、家庭での様子等の情報交換

〇地域社会との連携

・地域社会に呼びかけ、多くの人たちで児童を見守る風土づくり
・日頃からの連携体制の充実
・児童の校外生活の様子についての情報交換
・自治会や子供会が主催する多くの行事への積極的な参加

（５）児童の自浄能力を育てる

児童自身に「自浄能力」を身に付けさせることは、未然防止のなかで最も重要である。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制する。自校に誇りを持ち「自分たちの学校ではいじめを絶対に許さない」という気運を高めることが大切である。

〇児童会活動

・リーダーを中心に自分たちの力で問題を解決していく実践力の育成
・いじめ問題を取り上げたり、標語や目標を作成したり、日常の活動からいじめをなくす取組の推進
・母校のよき伝統を継承する意識や校風づくりに一人一人が参加しているという自覚と責任ある行動の育成
・毎年９月を「いじめ撲滅強調月間」とし、いじめ撲滅宣言など児童の主体的な取組を推進する。

〇クラブ活動

・リーダーを中心とした集団づくりと主体的な活動の実践
・集団として活動する利点を生かした、協調性や自主性の伸長
・保護者や学級担任とも連携を密にし、情報交換を大切にしながらお互いに相談できる体制づくり
・活動の準備中や後片付けでの子どもの様子を把握する工夫

〇子ども向けのいじめに関するリーフレットの活用

・子どもが主体となって取り組む事例の紹介
・メッセージに託された思いを共感的に学ぶ学習

（６）インターネット等を通じて行われるいじめの防止

近年、携帯電話、パソコン、スマートフォン等によるインターネットの家庭への普及が急速に進んでおり、児童についても、「ネット上のいじめ」や、詐欺等の犯罪の被害等、インターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が増してきており、警察などの関係機関や保護者等と連携して、対策を講ずる必要がある。

〇深谷市安心ふっかネットの徹底を図る。

・ネットトラブルの未然防止に役立てるため、ルールの徹底を図る。

○　ネット問題について生徒向け講演会を毎年度実施する。

・埼玉県警サイバー犯罪対策課、深谷警察署生活安全課への講演依頼

・青少年のネットモラル啓発ＤＶＤ等の具体的な資料等の活用

○　保護者の意識啓発

・保護者対象のインターネット意識啓発講演会を実施する。

・学級懇談会やPTA講演会等、折に触れ、家庭の安心ふっかネットの啓発に努める。

（７）家庭との連携

学級担任は、保護者に対し保護する児童が「いじめ」を行うことのないよう啓発を図る。

夏期休業中に教育相談週間を設定し、保護者全員対象として教育相談を行う。

授業参観での道徳授業や学級懇談会で「いじめ」について話し合いを持ち、家庭との連携を深める。

学年便りに「いじめ」はしてはいけないことの内容分を掲載し、保護者の協力を進める。

（８）地域との連携

いじめは、校外においても行われることもあるので、登下校時中など、交通指導員さん、旗振り当番さん、保護者の方にも児童の様子を伺う。

地域のお祭りや文化祭などに参加しふれあいの機会を進める。

（９）関係機関との連携

児童の健全な成長を願い、教育委員会、教育研究所、児童相談所等の機関から、指導助言を受け「いじめ防止」を推進する。

６　いじめの早期発見

（１）いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

（２）日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

（３）定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組み、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

※ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。（アンケート等の実態調査の保存期間は、深谷市立学校文書取扱規程第１２条深谷市立学校文書分類細目表に基づき３年間とする。なお、重大事態に関する調査結果等については５年間とする。）

（４）アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解しなければならない。

７　いじめに対する措置

（１）学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

（２）教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得る。

　また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

（３）被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。

（４）加害児童に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

（５）周りではやし立てる児童に対しては、はやし立てることなどは、いじめていることと同じであることを理解させる。また、被害者の立場になって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

（６）見て見ぬふりをする児童に対しては、いじめは他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

（７）学級等全体への対応

　　次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

・　話し合いなどをとおして、いじめを考える。
・　見て見ぬふりをしないよう指導する。
・　自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
・　いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
・　道徳教育の充実を図る。
・　特別活動をとおして、好ましい人間関係を築く。
・　行事等をとおして、連帯感を育てる。

（８）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、深谷警察署と連携して対処する。特に、児童の身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに深谷警察署に通報し、援助を要請する。

（９）いじめは、単に謝罪をもって安易に解決することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があることを理解しておく。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①　いじめに係る行為が止んでいること

・　被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間とは少なくとも３か月を目安とする）

・　学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

・　学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

８　重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）
１ 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
　一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
　二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
２ 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
３ 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。　（法第２８条）

（１）重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2)重大事態の報告

重大事態が発生した場合、深谷市教育委員会を通して、市長に報告する。

(3)調査の趣旨及び調査主体について

法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに深谷市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと深谷市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、深谷市教育委員会の深谷市いじめ問題専門委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第２８条第３項に基づき、深谷市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(4)調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、藤沢小学校いじめ防止等対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(5)事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、深谷市教育委員会のいじめ問題専門委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア　いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

イ　いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（６）自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月子ども自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

ア　背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

イ　在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ　死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ　詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

オ　調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

カ　背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

キ　客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

ク　本校が調査を行う場合においては、深谷市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

ケ　情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適

切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。 また、「New I’s」の「Ⅱ　自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（7） その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

９　取組の評価・検証

本校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を次年度の計画作成に生かす。